

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」  
(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動)  
佐賀県共同募金会 第5回助成要項

社会福祉法人佐賀県共同募金会

## 1 趣 旨

佐賀県内において新型コロナウイルスの感染拡大及び緊急事態宣言の影響を受け、地域で増加すると考えられる子どもと家族をめぐる生活課題解決に向けて取り組む団体の活動を支援するための助成について、必要な事項を定める。

## 2 実 施

佐賀県共同募金会

## 3 協働実施

市町支会、全国の都道府県共同募金会、中央共同募金会

## 4 協 力

佐賀県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会

## 5 助成対象団体

佐賀県内において、新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動を実施する非営利団体であることを要件とします。法人格の有無は問いません。

## 6 助成対象事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を緊急的に支援する活動を対象とします。
- (2) 令和3年10月1日(金)から令和3年12月31日(月)までの期間に実施される活動を対象とします。
- (3) 団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とし、新型コロナウイルス感染拡大及び緊急事態宣言に伴う緊急支援活動として実施される事業に限ります。
- (4) なお、過去に同キャンペーンによる助成を受けた団体も再度申請いただくことが可能ですが、申請多数の場合は、新規申請団体への助成を優先的に行います。

### (活動事例)

- ・見守りを兼ねた配食事業、こども食堂やフードバンク等食材や食事を提供する事業
- ・居場所が失われた人や経済的困窮に陥った家庭への相談支援や生活支援
- ・感染症の拡大により緊急的に必要とされる居場所づくり
- ・子どもの学習の機会を確保するための活動
- ・ひとり親家庭を支援する活動
- ・引きこもりの方やその家族に対する支援活動
- ・虐待等に対するシェルターの活動

- ・外国人家庭への支援活動
- ・いのちの電話やチャイルドラインなど、民間で行われる相談活動

## 7 助成対象経費

主に、下記の①～⑤の費用を対象とします。

- ①食材や消耗品を購入した費用
- ②参加したボランティアの交通費（実費）
- ③活動に使用した会場の賃借料
- ④食品やお弁当等の配送費
- ⑤ボランティア行事用保険料
- ⑥支援に必要な備品 など

※会場の賃借料については、貴団体及び貴団体関係者が所有する会場を使用した場合は対象外とします。

## 8 対象外経費

以下の経費は全て対象外とします。

- ①講師やボランティアの人件費
- ②ボランティア活動保険料
- ③補助金などの公的費用や他の助成金が充てられる費用
- ④助成対象期間外に支出した費用

## 9 助成額

1 団体あたりの助成上限額は 30 万円です。

なお、精算の結果、残額が生じた場合は返還していただきます。

※応募団体数及び募金状況により助成決定額が変動する可能性があります。

## 10 手続き及びスケジュール

- ①令和3年10月29日（金） 応募締切（※必着） 「別紙1：助成応募書」を提出ください。
- ②令和3年11月 1日（月）～11月11日（木） 審査・ヒアリング
- ③令和3年11月12日（金） 助成決定
- ④令和3年11月19日（金） 助成金請求 「別紙2：助成金請求書」を提出ください。
- ⑤令和3年11月24日（水） 助成金送金
- ⑥令和3年12月31日（金） 助成を受けた活動期間終了
- ⑦令和4年 1月31日（月） 活動報告及び精算 「別紙3：活動報告書」を提出ください。

なお、応募書等の様式は、本会ホームページからダウンロードいただくことができます。

「佐賀県共同募金会」で検索してください。

## 11 応募・お問い合わせ先

佐賀県共同募金会（担当：横瀬・野添）

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

メール akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp